

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 一寿会

やしお寿苑

1. 施設における虐待防止に関する考え方

虐待は、暴行等の身体的虐待だけでなく、幅広く入居者・利用者の尊厳を侵害する言葉や行動が対象となる。当施設では、入居者・利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、職員一人ひとりが虐待の禁止、予防及び早期発見に徹底し、虐待をしない介護を実践する。

《高齢者虐待の主な種類》

① 身体的虐待

- ・暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

② 心理的虐待

- ・脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

③ 性的虐待

- ・本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要

④ 経済的虐待

- ・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

⑤ 介護・世話の放棄・放任

- ・必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること

2. 虐待防止に関する基本方針

(1) 虐待の禁止

入居者・利用者に対するあらゆる虐待行為を禁止とする。

(2) 虐待に対する「自覚」は問わない

入居者・利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に入居者・利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

(3) 入居者・利用者の安全を最優先する

高齢者虐待に関する通報等の中には、入居者・利用者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想される。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない時でも入居者・利用者の安全確保を最優先する必要がある。

(4) 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要である。

(5) 必ず組織的に対応する

高齢者虐待の事例に対しては、担当者一人の判断で行うことを避け組織的な対応を行う必要がある。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、入居者・利用者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要がある。

(6) 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠であり、地域包括支援センターが構築する「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用することが有効である。

(7) 記録を残す

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りは、すべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要がある。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要である。

記録を残し説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことができない。

3. 虐待等が発生した場合の対応方法

(1) 迅速な報告

虐待が疑われる場合、職員は高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、ただちに管理者や指定された担当者に報告する。同時に、地域包括支援センターに速やかに通報する。

(2) 事実確認の協力

地域包括支援センターによる事実確認に全面的に協力する。これには、関係者の面談や証拠の収集などが含まれる。

(3) 被虐待者の保護

虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行う。必要に応じて追加の医療介護サービス等を提供する。

(4) 養護者の支援

虐待は養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている可能性があることを認識し、適切な支援を検討する。これには、介護疲れ、経済的問題、医療的課題など、虐待の背景にある複数の要因を考慮する。

(5) 虐待者が職員の場合

虐待者が職員であることが判明した場合、厳正に対処する。これには、必要に応じて懲戒処分や法的措置の実施も含まれる。

4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

虐待等が発生した場合に対応するための明確な相談・報告体制を整備し、職員及び入居者・利用者が安心して相談や報告ができる環境を提供する。

(1) 相談窓口の設置

虐待に関する相談や報告を行うための専門窓口を設置し、職員や入居者・利用者が安心して相談・報告ができるようにする。

(2) 報告内容の適切な扱い

報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報の保護に配慮しながら適切に管理する。

(3) 報告者へのサポート

報告者に対して適切なフォローアップとサポートを提供し、報告による不利益が生じないように配慮する。

5. 成年後見制度の利用支援

判断能力の不十分な高齢者の権利擁護のため、成年後見制度について入居者・利用者や家族に情報提供を行うとともに社会福祉協議会等の適切な相談窓口を案内する。

6. 虐待等に係る苦情解決方法

虐待やその疑いに関する苦情に対応し、それらを適切に解決するため以下の体制を確立する。

(1) 苦情受付窓口の設置

虐待に関する苦情を受け付ける専門窓口を設置する。この窓口は、入居者・利用者が自由に利用でき、安心して相談できるような環境で運営される。

(2) 苦情の迅速な対応

受付けた苦情に対しては迅速に対応し、事実関係の調査を行う。必要に応じて、適切な対応や措置を講じる。

(3) 透明性の保持

苦情の処理過程は透明性を持ち、入居者・利用者や職員に適宜情報を提供する。ただし、個人情報には十分配慮する。

(4) 解決策の検討と実施

苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには、職員の再教育、プロセスの見直し、または他の適切な措置が含まれる。

(5) 苦情処理の記録と評価

苦情の処理過程と結果は記録し、これを基に虐待防止のためのシステムやプロセスの改善を図る。

7. 虐待防止に関する体制

虐待防止検討委員会を次のとおり設置する。

(1) 設置及び目的

委員会を設置し、虐待防止に向けての現状把握及び改善、虐待防止に関する取り組み等を全職員に周知徹底する。

(2) 委員会構成員

施設長・副施設長・各部署の所属長とする。

(3) 委員会の開催

委員会は、5月・8月・11月・2月に開催し、必要に応じて臨時開催する。

(4) 委員会の役割

- ① 施設内における虐待防止体制の確立に関すること
- ② 虐待防止に関する情報の収集に関すること
- ③ 虐待防止の対応策に関すること
- ④ 虐待防止のためのマニュアル類の整備に関すること
- ⑤ 職員を対象とした虐待防止に関する研修に関すること
- ⑥ その他、虐待防止のために必要な事項に関すること

8. 虐待防止に関する職員教育・研修

職員の研修は、虐待防止に関する基礎的内容と適切な知識の普及・啓発を目的とする。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

9. 入居者・利用者に対する当該指針の閲覧

本指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページに掲載し、入居者・利用者及びご家族、すべての職員が閲覧できるようにする。

10. その他の虐待防止の推進

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者・利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

本指針は、令和4年2月1日より施行

本指針は、令和6年8月1日より施行